

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【公表番号】特表2016-528178(P2016-528178A)

【公表日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-055

【出願番号】特願2016-518421(P2016-518421)

【国際特許分類】

A 61 K 36/074 (2006.01)
A 61 K 36/537 (2006.01)
A 61 K 36/539 (2006.01)
A 61 P 35/00 (2006.01)
A 61 K 47/12 (2006.01)
A 61 K 47/14 (2006.01)
A 61 K 47/34 (2017.01)
A 61 K 47/44 (2017.01)
A 61 K 45/00 (2006.01)
A 61 K 31/282 (2006.01)
A 61 K 31/475 (2006.01)
A 61 K 31/704 (2006.01)
A 61 K 31/517 (2006.01)
A 61 K 39/395 (2006.01)
A 61 K 31/7068 (2006.01)
A 61 K 33/24 (2006.01)
A 61 K 31/513 (2006.01)

【F I】

A 61 K 36/074
A 61 K 36/537
A 61 K 36/539
A 61 P 35/00
A 61 K 47/12
A 61 K 47/14
A 61 K 47/34
A 61 K 47/44
A 61 K 45/00
A 61 K 31/282
A 61 K 31/475
A 61 K 31/704
A 61 K 31/517
A 61 K 39/395 T
A 61 K 31/7068
A 61 K 33/24
A 61 K 31/513

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月31日(2017.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

Ganoderma lucidumの抽出物、Salvia miltiorrhizaの抽出物、Scutellaria barbataの抽出物、およびScutellaria baicalensisの抽出物の2つ以上と、

Cremophor EL、オレイン酸およびラブラゾルの組み合わせを含む乳化剤と、を含む製剤であって、

各抽出物が、約1乃至約90重量%を構成し、

乳化剤が、製剤のバイオアベイラビリティを増加させるのに十分な量および割合にある、製剤。

【請求項2】

Cremophor EL、オレイン酸およびラブラゾルが、40：20：40の割合にあることを特徴とする、請求項1に記載の製剤。

【請求項3】

抗酸化剤をさらに含むことを特徴とする、請求項1に記載の製剤。

【請求項4】

抗酸化剤が、アスコルビン酸およびアルファ・トコフェロールから選択されることを特徴とする、請求項3に記載の製剤。

【請求項5】

希釈剤をさらに含むことを特徴とする、請求項1に記載の製剤。

【請求項6】

希釈剤が大豆油であることを特徴とする、請求項5に記載の製剤。

【請求項7】

抽出物が、非アルコール性の有機溶媒中で作られることを特徴とする、請求項1に記載の製剤。

【請求項8】

非アルコール性の有機溶媒がエステルであることを特徴とする、請求項7に記載の製剤。

【請求項9】

エステルが、酢酸エチルであることを特徴とする、請求項8に記載の製剤。

【請求項10】

製剤が、乳化剤のない製剤と比較して、バイオアベイラビリティの増加を示すことを特徴とする、請求項1乃至9のいずれかに記載の製剤。

【請求項11】

製剤が、乳化剤のない製剤と比較して、最大耐用投与量(MTD)の増加を示すことを特徴とする、請求項1乃至9のいずれかに記載の製剤。

【請求項12】

Ganoderma lucidumの酢酸エチル抽出物、Salvia miltiorrhizaの酢酸エチル抽出物、およびScutellaria barbataの酢酸エチル抽出物；

Cremophor EL、オレイン酸およびラブラゾルから選択される、少なくとも1つの乳化剤；

アスコルビン酸およびアルファ・トコフェロールから選択される抗酸化剤；および大豆油から選択される希釈剤、を含み、

各抽出物が約1乃至約90重量%を構成することを特徴とする、請求項1に記載の製剤。

【請求項13】

化学療法剤をさらに含むことを特徴とする、請求項1乃至12のいずれかに記載の製剤。

【請求項 1 4】

化学療法剤が、カルボプラチニン、ナベルビン（登録商標）（ビノレルビン）、アントラサイクリン（Doxil）、ラパチニブ（GW57016）、ハーセプチン（登録商標）、ゲムシタビン（Gemzar（登録商標））、カペシタビン（Xeloda（登録商標））、Alimta（登録商標）、シスプラチニン、5-フルオロウラシル、エピルビシン、シクロホスファミド、アバスチン（登録商標）、ベルケイド（登録商標）、パクリタキセルおよびドセタキセル、から選択されることを特徴とする、請求項1 3に記載の製剤。

【請求項 1 5】

化学療法剤が、代謝拮抗剤、ヌクレオシド・アナログ、白金系の薬剤、アルキル化剤、チロシンキナーゼ阻害剤、アントラサイクリン系抗生物質、ビンカアルカロイド、プロテアソーム阻害剤、マクロライド、およびトポイソメラーゼ阻害剤、から成る群から選択されることを特徴とする、請求項1 3に記載の製剤。